

府立高等学校の教育課程のあり方  
について (答申)

平成4年1月10日

大阪府学校教育審議会



平成4年1月10日

大阪府教育委員会

委員長 若 槻 哲 雄 殿

大阪府学校教育審議会長

同 高等学校教育課程分科会長

金 子 照 基

府立高等学校の教育課程のあり方について（答申）

〔○〕 本審議会は、大阪府教育委員会から諮問された「府立高等学校の教育課程のあり方について」、平成元年8月以来、高等学校教育課程分科会において慎重に審議を行った結果、次のような結論を得たので答申します。

平成元年3月に高等学校学習指導要領が改訂され、すでに、平成2年度から、一部、その移行措置が講じられているが、本審議会は、平成元年8月に大阪府教育委員会から「府立高等学校の教育課程のあり方について」諮問を受け、本分科会において、本府の実情に即した教育課程のあり方について慎重に審議を行ってきた。

今回の教育課程の基準の改訂は、生徒一人一人が持つ多様な能力や個性を生かすため、基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を伸長させるにふさわしい教育課程を構想することを基本方針とし、その中にあって、生涯学習の観点に立ち、自己教育力の育成、さらには国際理解教育の推進など、時代の変化に対応した教育を目指したものとなっている。

本分科会は、このような観点に立ちながら、今まで慎重に審議を重ねてきた。その間、平成3年3月には、それまでに審議した基本的な諸問題について「中間まとめ」として公表したが、その後、国においては、第14期中央教育審議会の答申を受け、各都道府県に対し、この答申の趣旨にそった施策の推進について配慮を求めてるので、このことも踏まえながら審議を深め、このたび以下のとおりの結論を得た。

## 府立高等学校の教育課程のあり方について（目次）

|   | 頁  |
|---|----|
| 第1章 審議に当たっての基本的な考え方                     |    |
| 1 府立高等学校の現状と分析                          | 3  |
| 2 一般的事項                                 | 7  |
| 3 個性を生かす教育の充実                           | 8  |
| 4 社会の変化に対応した教育の推進                       | 10 |
| 5 人間尊重の教育の推進                            | 13 |
| 第2章 具体的事項に関する審議の概要                      |    |
| 1 教育課程実施上の基本的事項                         | 14 |
| (1) 週当たりの授業時数について                       | 14 |
| (2) 年間授業日数及び各教科・科目等の1単位<br>当たりの授業時数について | 14 |
| (3) 単位制の趣旨を踏まえた履修形態について                 | 15 |
| 2 卒業の認定及び各学年の課程の修了の認定                   | 16 |
| 3 各教科・科目等                               | 16 |
| (1) 「家庭」について                            | 16 |
| (2) 「その他の科目」について                        | 17 |
| (3) 「特別活動」について                          | 18 |
| 4 定時制及び通信制の課程における教育                     | 19 |
| (1) 定時制の課程の改革について                       | 19 |
| (2) 単位制高等学校の設置について                      | 20 |
| 第3章 新教育課程の実施に伴う教育諸条件の整備                 | 22 |
| おわりに                                    | 24 |

## 第1章 審議に当たっての基本的な考え方

### 1 府立高等学校の現状と分析

本府における中学校卒業者の高校への進学率は、昭和36年に70%を、昭和42年に80%を、昭和46年に90%を超える。その後はほぼ93%前後で推移し現在に至っている。この内訳についてみると、全日制の課程については、昭和47年以来、ほぼ90%前後となっているが、定時制の課程については、昭和40年代後半から2%台で推移していたものが、平成3年には1.4%に落ち込んでいる。

また、府内公立中学校卒業者数についてみると、本府の都市化現象に伴う人口増や、第二次ベビーブーム等の影響により、昭和40年代後半から急増し続け、昭和62年に約14万8千人とピークに達し、高校進学率が90%を超えた昭和46年の約8万2千人と比較して、1.8倍以上になっている。

この間、教育委員会は、生徒増に対応して79校の府立高校を新設するとともに、将来、大幅な生徒数の減少が見込まれることから、学級数の増加や学級定員の引き上げを行うなどの施策を講じ、府民のニーズにこたえるよう努めてきた。

このような府立高校の量的拡大に対応するとともに、教育水

準の維持・向上にも努めているが、一方では、時代の変化もあって、入学してくる生徒の実態が極めて多様化してきたことから、次のような教育指導上の問題が生じてきたことが指摘されている。

- ① 学校規模が大幅に拡大したことに伴い、学習指導や生徒指導がややもすれば集団指導に偏りがちとなり、生徒の個性に応じたきめ細かな指導が十分でない場合がみられること。
- ② 短期間に比較的経験年数の浅い教員が増加したことから、教員配置に年齢的な偏りが生じ、組織的な生徒指導体制の整備が遅れがちになる場合があったこと。
- ③ 高学歴志向の進行に伴い、高校への不本意入学者も増加し、入学後の早い時期においてさえ、学校生活に喜びや楽しさを見出せず、退学していく生徒が増加したこと。
- ④ 生徒の実態に応じた指導の柔軟さが求められているにもかかわらず、ともすれば、生徒の生活様式やものの見方・考え方を受容しない、いわゆる画一的指導が行われる傾向があること。そのため、生徒の反発をかたり、欲求不満を蓄積させたりする状況がみられること。

また、社会情勢の変化に伴う種々の要因が、青少年の意識に

次のような変化をもたらしているという指摘がなされている。

- ① 青少年には、一般に、自己を抑制したり欲望を制止して耐えたりする力が弱くなっている状況がみられること。また、生活に対する切実感が少なく、勤労や職業を安易に考えたり刹那的な生き方を求めたりする青少年が増加していること。
- ② 社会の急速な変化に伴って、青少年がそれぞれの個性を發揮できる社会的基盤が整ってきてはいるが、ややもすれば、個人的な価値観や趣味のみを優先させる傾向が生じていることもあるて、社会的な連帯意識、社会参加の意欲などが希薄になりつつある状況がみられること。
- ③ テレビなどのメディアを通じて、断片的に大量の情報を感覚的に受けとることに慣れているため、物事を筋道を立ててじっくり考える習慣が身に付いていない青少年が増加しつつあること。
- ④ 科学技術の進歩や経済・文化等社会の変化が急激なために、世代間の意識のズレが極めて大きくなってきたこと。
- ⑤ 核家族化、少子化によって、幼児期における子どもの社会性が育ちにくい状況にあり、その結果、精神的離乳や社会的自立が遅れがちになっていること。

このような教育指導上の問題点や生徒の意識の変容が、中途退学者の増加にみられるように、高校教育の学習指導、生徒指導に種々の課題を提起しているものと考えられる。

平成3年に、大阪府教育委員会が、退学者に対して実施した「府立高等学校退学者実態調査」によれば、すでに高校へ入学する前に「勉強する気」をなくしている者、いわゆる不本意入学者が退学者数の半数を超える一方で、「高校の勉強についていけなかった」、「学校の指導に不満があった」、「学校の雰囲気がいやだった」など、学校に原因があると考えられる退学の動機や理由が大きなウェイトを占めている。

このように府立高校の現状を分析するとき、これからの高校教育は、生徒が生きがいをもって意欲的な学校生活を送ることができるよう、国民として必要とされる基本的資質を養うとともに、豊かな個性の伸長を目指し、真に生徒を主体とした教育を推進する必要がある。当分の間続く生徒の減少期は、このような観点から教育指導上の諸問題について改革を図るとともに、教育諸条件の整備に努めるためのまたとない機会であるといえよう。

## 2 一般的事項

教育課程の編成については、各学校が生徒の実態に応じて主体的に行うものであるが、その際、国の基準である高等学校学習指導要領に基づいて行われなければならない。

しかしながら、学習指導要領は大綱的な基準を示すものとなっている上に、特に、新高等学校学習指導要領（以下「新指導要領」という。）では、前回の改訂にも増して多様化・弾力化が図られていることから、各学校が、その趣旨を十分生かし、教育課程を適正かつ円滑に実施するために、大阪府教育委員会は、本府の実情に即した基準を設ける必要がある。

その際、次の事項を基本的な観点とする必要があると考える。

- ① 生涯学習の基礎を培うという観点から、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成が図れるよう配慮すること。
- ② 教育活動を進めるに当たっては、高等学校としての教育水準の維持・向上を図りつつ、生徒に、国民として必要な基礎的・基本的な内容の指導が徹底するよう配慮すること。
- ③ 生徒がますます多様化している状況に鑑み、「新指導要領」は、生徒一人一人の個性を生かす教育の充実に努めることを強調している。このため、従前にも増して学校の主体性が生

かされるよう多様化・弾力化が図られているので、この趣旨を踏まえ、各学校が特色ある学校づくりを推進することができるよう配慮すること。

④ 学校教育全体を通じて、生徒の心身の発達段階に応じ、人間としての調和のとれた教育を目指すとともに、人間としての在り方生き方に関する教育及び人権尊重の教育が推進されるよう配慮すること。

⑤ 本府の地域的・文化的特性を生かし、特色ある教育活動の推進に努めるよう配慮すること。その際、本府が、「国際都市大阪」にふさわしい独自の国際的貢献を果たさなければならないことに配慮し、異なる文化や価値観を理解できる人間の育成に努めるとともに、大阪が生み出した伝統文化等に親しみ、それを理解し、伝承する態度を涵養することが大切である。

### 3 個性を生かす教育の充実

情報化社会の進展やサービス産業の隆盛などによる社会の急速な変化から、人々の価値観の多様化・個性化が進行しているが、今日の高校生は、とりわけ、そのような傾向に極めて敏感に反応しており、したがって、過去にはみられなかったほどに

行動様式が多様化してきている。今後、さらに急速な変化が予想される社会にあっては、多様な面で生涯にわたり学習し、創造しながら変化に対応していくことが要求される。

このため、高校教育においては、基礎・基本の充実を根幹としながら、従前ともすれば画一的になりがちであった教育のあり方を改め、教育課程の編成に当たっては、生徒の能力・適性、意欲・関心や進路の多様化に対応して、できるだけ多様な教科・科目を設置し、生徒自らがその個性に応じて自由に選択履修できるよう配慮が求められている。したがって、各学校においては、生徒の実態を踏まえ、次の事項にも留意しながら特色ある教育課程の編成に努める必要がある。

- ① 生徒の個性を伸長させる教育を行うため、それぞれの特性、進路等に応じて、生徒が、可能な限り自由に選択履修できるような教育課程を編成すること。
- ② 生徒にとって魅力ある学校とするため、特色あるコースや多様な類型を設定するなど、各学校は、教育課程の編成について創意工夫をすること。その際、それぞれのコースや類型にあっても、多様な科目選択ができるよう配慮すること。
- ③ 各教科・科目の指導に当たっては、選択科目を増やすことはもとより、同一科目の履修についても、生徒の多様な実態

に応じて、可変的に授業を展開することができるよう創意工夫に努めること。

- ④ 生徒の興味・関心等に応じて、学習内容に習熟させるため、コンピュータ、ＬＬ装置、視聴覚機器等の教育機器の有効かつ積極的な活用を図ること。

このような教育課程の編成に当たっては、各学校が生徒の実態を踏まえて、教員が相互にアイデアを持ち寄り、真に生徒のニーズにこたえ得るよう共通理解を深めることが肝要である。また、教員は、それぞれの専門教科の指導のあり方を工夫するとともに、時代の変化に対応して、幅広い学習指導を行うことができるよう研鑽に努める必要がある。

教育委員会は、このような視点に立った高校教育の一層の改善を進めるに当たって、各学校の特色ある教育活動に対して積極的に支援をすることが大切である。

#### 4 社会の変化に対応した教育の推進

「新指導要領」においては、社会の急激な進展に対応して、次代に生きる人間の育成を目指した教育を推進することが大きな柱となっている。

そのため、教育活動を進めるに当たっては、次の事項に配慮しなければならない。

① 國際社会に主体的に生きる日本人としての基礎的素養を身に付けさせるという観点が重視されているので、各学校においては、この趣旨を十分に生かした指導に努めること。特に、諸外国との相互依存関係が身近な問題となっている今日、コミュニケーション能力の育成はもとより、異文化に対し、積極的に接し理解する態度を育成すること。

また、諸外国との相互理解を深めるためには、我が国の文化を理解し、その特徴を伝えることも重要な要素の一つであるので、我が国が生んだ伝統文化が学習できる機会を提供することが大切である。

② 来るべき21世紀の高度情報化社会においては、国民一人一人が、情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための力を身に付けることが要請されるので、高校教育においても、生徒に、情報活用能力を身に付けさせる必要がある。

その際、情報技術が、我々の日常生活に多大の貢献をしている反面、コンピュータがもたらすマイナスの面、いわゆる「情報化の影の部分」を補ったり、さらには、情報モラルについて指導するなどの配慮が必要である。

③ 高齢化・長寿化の現象が進行する社会にあって、若者から高齢者までの多様な生活様式に対応できる基礎的な知識を学ばせるとともに、体験的学習の指導に努めること。

日本人の平均寿命は今世紀に入って大きく伸長し、人生80年時代といわれる一方で、出生率の低下は依然として進行しているため、我が国の人口構造の高齢化は、今後、ますます急速に進行するものと考えられている。

来るべきこのような次代を担う現代の青少年にとって、高齢社会を「長寿社会」として積極的にとらえ、特に、介護を必要とする高齢者に対する認識を深めることが大切である。そのため、各学校においては、教科の指導に当たって、福祉に関する学習の充実が図れるよう、教員の意識を高める必要がある。また、教育委員会としても、それらの学習が効果的に行われるよう研究・検討を行うとともに、適切な施策を講じていく必要がある。

さらに、特別活動においては、生徒会活動などを中心に、ボランティア活動が積極的に行われる土壤を醸成することも大切である。

## 5 人間尊重の教育の推進

今日、地球温暖化、海洋汚染、熱帯林の減少、砂漠化の進行、生物の種の減少など、地球規模の環境問題が深刻化している。このような時代にあって、地球環境問題の解決を図るためにには、人間が、自らの活動と環境の関係について深い理解と認識を持ち、環境にやさしいライフスタイルや環境モラルを確立することが大切である。特に、人口・産業等の集中が進んでいる「大阪」にあっては、人類の社会・経済・文化の拠点にふさわしい自然との共生を重視した環境教育を推進しなければならない。

また、人間尊重の教育を推進するに当たって、我が国の身近な人権問題としての同和問題、在日外国人問題、障害者問題、男女平等の問題等をはじめ、世界人権宣言の意義や国際人権規約等に示されている人権保障の国際的な趨勢に対する理解を深め、指導体制の一層の確立を図る必要がある。

## 第2章 具体的事項に関する審議の概要

### 1 教育課程実施上の基本的事項

#### (1) 週当たりの授業時数について

「新指導要領」第1章第4款2は、「全日制の課程における週当たりの授業時数は、32単位時間を標準とする。」と定めている。

しかし、生徒が多様化している本府の状況からすれば、全府立高校が同一の授業時数を設定するのではなく、生徒や学校の実態に応じて、さらに、学科、学年、類型等に応じて、各学校が適切な教育を行うにふさわしい週当たりの時間数を定めることが望ましい。

この場合、教育水準の維持・向上を図るという観点から、週当たりの授業時数は、32単位時間以上とし、真に生徒のニーズにこたえ得る教育課程とすることが肝要である。

#### (2) 年間授業日数及び各教科・科目等の1単位当たりの授業時数について

「新指導要領」第1章第4款1は、「全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行

うことを標準とする。」と定めている。また、同第1章第4款4は、「各教科・科目の授業時数は、1単位について35単位時間に相当する時間を標準とする。」と定めており、教育計画の作成に当たっては、この趣旨を踏まえ、各教科・科目等に充てる授業日数は年間210日を下らないよう配慮するとともに、定められた授業時数の確保に努めることが大切である。

### (3) 単位制の趣旨を踏まえた履修形態について

高等学校においては、いうまでもなく、学年制と単位制が併用されており、それぞれの長所を生かした教育課程の実施が要請されている。特に、今回の改訂においては、教科・科目の履修、単位の修得の認定及び各学年の課程の修了の認定などについて、単位制の長所を大幅に生かせるよう弾力化が図られているので、今後、高校教育の活性化を図るという観点から、単位制の長所を生かした教育課程を積極的に実施する必要がある。

そのためには、各学校の実態に応じて、例えば、二学期制を取り入れることができるようとするなど、その履修形態についても研究を深める必要があろう。

## 2 卒業の認定及び各学年の課程の修了の認定

「新指導要領」では、卒業までに修得させる単位数については、現行の学習指導要領の規定と同様、80単位以上と定められている。この規定は、各学校で卒業に必要な修得単位数を定めるに当たって80単位以上を修得すれば卒業できるといふれば最低必要条件を定めたものである。また、各学年の課程の修了の認定については、生徒一人一人の個人差に応じ、その個性の伸長を図る観点から、一層の弾力化が求められている。

各学校においては、これらのことと踏まえ、卒業の認定及び各学年の課程の修了の認定については、それぞれの生徒の実態に即して、負担過重を招くことのないよう、一層弾力的に行う必要がある。

## 3 各教科・科目等

### (1) 「家庭」について

今回の改訂においては、従前「家庭一般」を女子のみの必修としていたものを改め、新たに、「家庭一般」、「生活技術」、「生活一般」を設けて、すべての生徒にこれら3科目のうち1科目4単位を選択履修させることとなった。

これは、男女平等の社会の実現のため、家庭を取り巻く社

会や環境の変化等に応じ、男女が協力して家庭生活を築いていくことや生活に必要な知識と技術を習得させることなどの観点から、男女同一の教育課程を制度化したものである。

この改訂の趣旨を生かした教育課程を実施するためには、教育委員会と各学校が協力して、その指導内容・指導方法等について、一層の研究を深める必要がある。

なお、「生活一般」の履修については、「新指導要領」附則第2項に暫定的・例外的措置が定められているが、これは、施設・設備の整備や担当教員の確保等について、特に困難な状況がある場合の例外的措置であることに留意しなければならない。

## (2) 「その他の科目」について

従前は、専門教科等において、学習指導要領に定められた科目以外の科目（その他の科目）を、設置者において定めることができたが、今回の改訂においては、より一層弾力的な教育課程を編成・実施することができるよう、普通教科についても、「その他の科目」を設置することが可能となった。

この規定は、一部、移行措置として実施されているが、今後、教育委員会は、教育課程を弾力化するにふさわしい適切

な「その他の科目」の設置に努め、各学校においては、これを積極的に活用する必要がある。

### (3) 「特別活動」について

「特別活動」については、特に、ホームルーム活動を中心として、人間としての在り方生き方に関する指導の充実を図る必要がある。その際、個人及び社会の一員としての在り方生き方や進路の選択・決定に関する内容が重点的に取り扱われるよう配慮しなければならない。

この指導に関しては、研究委員会等を設置し、改訂の趣旨にそって、地域や学校の実情に即した指導内容を研究し、その指導の充実を期する必要がある。

また、クラブ活動については、部活動との関連を図り、各学校がその実態に応じて、学校の教育活動全体のバランスを考慮するなど、その活動内容について創意工夫に努める必要がある。

部活動は、生徒の個性的な欲求の充足、豊かな情操の涵養、集団に対する帰属意識や連帯感の育成などの視点から、積極的に奨励すべき教育活動であり、各学校が、その活性化を図れるよう、教育委員会としても、条件整備のあり方について

検討する必要がある。

#### 4 定時制及び通信制の課程における教育

##### (1) 定時制の課程の改革について

本府定時制の課程においては、最盛期には、公立52校（府立38校）で約9,400人を受け入れていたが、その後、全日制の課程への進学率が上昇したことや、他府県から本府の事業所等へ就職する者が大幅に減少したこともあり、志願者数は減少の一途をたどり、平成3年度には公立47校（府立35校）で約2,500人を受け入れている状況となっている。さらに、本府中学校卒業者の定時制への進学率の割合は、平成元年度までの10年間においては、平均2.3%で推移していたものが、平成元年の国の法改正の影響もあり、平成3年度には1.4%と急減している。

この間、教育委員会は、本府の中学校卒業者数が大幅に減少することを見越して、昭和58年に本審議会に対し、「今後の府立高等学校定時制の課程及び通信制の課程のあり方について」諮問し、本審議会においては、昭和60年11月に定時制の課程の種々の問題を指摘し、「適正規模」、「適正配置」を骨子とした改革案を答申した。

その後、国においては、定時制・通信制教育の全国的な趨勢を踏まえ、平成元年から修業年限を「4年以上」から「3年以上」とする制度の改正を行った状況もある。

定時制の課程の今日の状況を考えれば、教育委員会は、新しい制度を積極的に活用するとともに、昭和60年の答申を踏まえた具体的な施策について早急に検討を行うべきである。

その際、勤労青少年の教育を保障することを第一の視点として、生徒の実態や社会の変化に柔軟に対応できるよう、選択の幅を拡大するという観点から教育課程の編成を工夫するとともに、生涯学習機関としての役割が果たせる魅力ある教育機関となるよう努める必要がある。

## (2) 単位制高等学校の設置について

今日、社会構造の変化による多様な就業形態に従事する勤労青少年をはじめ、組織的な生涯学習の機会を望む府民に対し、学習者の希望、学習歴、生活環境等に応じて、多様な学習の機会を提供する場として、学年制によらない単位制高校の設置が要請されている。

このような要請にこたえるため、国においては、昭和63年に法の改正がなされたが、教育委員会としても、この趣旨を

生かし、本府の地理的条件に配慮しながら、適切な地域に単位制高校を設置する必要がある。

なお、単位制高校の教育課程の編成に当たっても、生涯学習を推進し、府民の多様なニーズにこたえる観点から、特色あるコースや類型を設ける必要がある。

定時制教育の改革を進めるに当たっては、産業構造・就業構造の変化から勤労青少年の勤務時間が一段と多様化するものと予想されるので、定時制の授業時間を昼間に設けることなどについても検討すべきであろう。

### 第3章 新教育課程の実施に伴う教育諸条件の整備

「新指導要領」に基づく教育課程は、平成6年度から学年進行で実施される。

新教育課程の実施に当たっては、「新指導要領」の趣旨が十分に生かせるよう、各学校においては、教職員の共通理解を図るとともに、教員一人一人が研鑽を積む必要があることはいうまでもないが、それと同時に、教育委員会としても教育諸条件の一層の整備を図る必要がある。

本審議会で、教育行政に対して提起された諸問題は次のとおりである。

- ① 生徒が主体的に選択履修するためには、多様な教科・科目を設けるとともに、科目によっては授業を少人数編成で行うことが要請されるので、これに伴う教員の確保や余裕教室の整備等に努める必要がある。
- ② 生徒の個性を最大限生かすため、各学校が特色あるコースや多様な類型を設置する際、教育委員会は、これに対する適切な条件整備に努める必要がある。
- ③ 新しい教育課程をゆとりをもって実施するためには、学級定員の引き下げについて、積極的に検討をする必要がある。

- ④ 「家庭」の男女必修に伴う教員の確保と、必要となる施設・設備の整備を計画的に行う必要がある。
- ⑤ 今回の改訂において、新たに加えられた教育内容については、研究委員会等を設置して、具体的な研究を急ぐとともに、教員研修の質的充実に努め、その指導力の向上を図る必要がある。
- ⑥ 社会の変化に対し、極めて敏感に反応している生徒一人一人の感性を受けとめ、適切な教育が行われるためには、何よりも教員の意識の変革が重要な課題である。

教育委員会は、このような視点に立って、教員が広く社会に目を向け、知見を広げるための研修のあり方についても、積極的に検討する必要がある。

- ⑦ 今回の改訂においては、国際理解教育や情報化社会に対応した情報教育を積極的に推進することが要請されている。

国際理解教育を推進するためには、英語指導助手の配置など、現在、教育委員会が進めている種々の施策の拡充を図るとともに、教員の海外派遣事業を大幅に拡充するなど、その資質の向上に努める必要がある。

また、情報教育の推進についても、教育機器の整備や教員の資質の向上に努めるとともに、とりわけ、教育機器の効率的な活用を図るため、ソフトウェアを中心とした教材の開発を急ぐ

必要がある。

- ⑧ 時代の変化に対応した教育を推進するため、現在、職業科において実施している教員の企業派遣研修や外部講師招聘事業の一層の拡充に努めるとともに、普通科においても、これらの事業の導入について研究する必要がある。
- ⑨ 「その他の科目」の設置については、従来の教員免許にある教科や科目にこだわらず、平成元年の教育職員免許法の改正の趣旨を生かし、広く、専門家等外部の人材の活用を図ることが大切である。

おわりに

個性を伸長させる教育の充実を目指した教育課程の改善とは、単なる、従前の教育課程の多様化を推進することにあるのではなく、高校教育としての基礎・基本を中心として、学習者である生徒自身が主体的に教科・科目を選択し、自己に最適の学習コースをつくり上げができるよう、その発達段階や生徒の学習特性に応じて、適切な教科・科目を、いわば教育メニューとして提供することにある。

このような課題に取り組むことは、各学校にとっては決して容易なことではないが、直接、生徒に接する教員が意識の変革を図

り、教員一人一人が学校を経営するという視点に立って、主体的に取り組んでいくことが大切である。

教育委員会としても、新しい時代に即応した教育を推進するための施策について、常に研究・検討を行うとともに、各学校が開発する新しい教育メニューについて、積極的に支援する必要がある。

なお、学校五日制の問題に関しては、年間の授業日数や週当たりの授業時間数、卒業に必要な修得単位数などの規定について、國の方針を待たなければならないが、教育委員会及び各学校においては、制度の導入に備え、実施された場合に生じることが予想される教育上の諸問題について、積極的に研究を進める必要がある。

大阪府学校教育審議会高等学校教育課程分科会委員名簿

現 委 員

(五十音順)

| 氏 名     | 役 職 名              |
|---------|--------------------|
| 大 戸 道 彦 | 大阪府科学教育センター所長      |
| 岡 本 一 昇 | 大阪府立布施高等学校長        |
| 緒 方 淳 子 | 大阪府立大手前高等学校長       |
| 梶 浦 高 義 | 株式会社梶浦ハトメ製作所代表取締役  |
| 金 子 照 基 | 大阪大学教授             |
| 鎌 田 弓 彦 | 大阪府高等学校教職員組合執行委員長  |
| 小 林 謙 三 | 大阪府立佐野工業高等学校長      |
| 山 藤 泰   | 大阪ガス株式会社理事・国際部長    |
| 新 福 祐 子 | 大阪教育大学教授           |
| 菅 井 勝 雄 | 大阪大学助教授            |
| 武 岡 輝 行 | 大阪府立今宮高等学校長        |
| 田 中 住 男 | 大阪府立春日丘高等学校長       |
| 林 田 昭 喜 | 大阪府立清水谷高等学校長       |
| 原 田 高 好 | 大阪府立千里高等学校長        |
| 升 井 勝 之 | 大阪府立高等学校教職員組合執行委員長 |
| 安 永 和 夫 | 大阪府立生野高等学校長        |

## 前 委 員

(50音順)

| 氏 名     | 役 職 名              |
|---------|--------------------|
| 秋 山 幸 夫 | 大阪府立豊中高等学校長        |
| 浅 井 和 吉 | 大阪府立淀川工業高等学校長      |
| 居 森 純   | 大阪府立牧野高等学校長        |
| 佐 山 滋   | 大阪府立高等学校教職員組合執行委員長 |
| 人 位 昇   | 大阪府立池田高等学校長        |
| 藤 枝 榮   | 大阪府立北野高等学校長        |
| 吉 田 安 雄 | 大阪府立高津高等学校長        |
| 和 田 昇   | 大阪府科学教育センター所長      |

(注: 役職名は委嘱当時)